総合課税される所得の一覧

所得の種類		所得の内容					
事業所得	営業等所得	卸売業や小売業などいわゆる営業から生ずる所得のほか、自由業や漁業など農業以外の事業から生じる所得 農産物の生産、植木、果樹の栽培、家畜などの事業から生じ	総収入金額 - 必要経費				
	農業所得	る所得					
不動産所得		地代,家賃,貸店舗などの賃料,権利金,礼金などの所得	総収入金額 - 必要経費				
利子所得 (一律分離課税のもの は除く)		定期預金,貸付信託,金銭信託などの収益の分配による所得 ※一般的に利子所得は,県民税利子割が特別徴収の方法により 一律分離課税されますので,総合課税の所得の対象外です。	収入金額				
配当所得		株式、出資金などの収益の分配による所得 ※平成 21 年以降に支払いを受けるべき上場株式の配当等については、総合課税(配当控除の適用あり)か申告分離課税(配当控除の適用なし)を選択することが可能です。 ただし、申告する上場株式等の配当等については、その全額について総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一する必要があります。	収入金額 - 元本取得のための負債の利子				
給与所得		俸給,給料,賃金,賞与などの所得	総与所得の計算式				

所得の種類		所得の内容		所得金額の計算方法(概要)						
雑所得	公的年金等	恩給や年金(遺族年金・障害年金など非課税の年金は除く) の所得 ※生命保険契約などに基づく年金は、次項の「その他の雑所得」 です。	受給者の区分	公的年	金等収入	「公的年金等の雑所得」以外の所得の合計所得金額				
				以上	以下	1,000万円以下	1,000万円超2,000 万円以下	2,000万円超		
			65歳以上の人	3,299,9	99円以下	収入金額 -110万円	収入金額 -100万円	収入金額 -90万円		
				330万円	4,099,999円	A×75% -27.5万円	A×75% -17.5万円	A×75% -7.5万円		
				410万円	7.699.999円	A×85%	A×85%	A×85%		
				770万円	9.999.999円	-68.5万円 A×95%	-58.5万円 A×95%	-48.5万円 A×95%		
						-145.5万円 収入金額	-135.5万円 収入金額	-125.5万円 収入金額		
				1,000万円以上		-195.5万円	-185.5万円	-175.5万円		
			65歳未満の人	1,299,999円以下		収入金額 -60万円	収入金額 -50万円	収入金額 -40万円		
				130万円	4,099,999円	A×75% -27.5万円	A×75% -17.5万円	A×75% -7.5万円		
				410万円	7,699,999円	A×85%	A×85%	A×85%		
				770万円	9.999.999円	-68.5万円 A×95%	-58.5万円 A×95%	-48.5万円 A×95%		
					万円以上	-145.5万円 収入金額	-135.5万円 収入金額	-125.5万円 収入金額		
				1,000	万円以上	-195.5万円	-185.5万円	-175.5万円		
	その他の雑所得	生命保険契約などに基づく年金, 互助年金, 講演料, 原稿料, 放送謝金などの所得	総収入金額 - 必要経費							
総合譲渡所得		自動車・機械・ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得	短期: 総収入金額 一 (取得費 + 譲渡費用) ー 特別控除額							
		│ │ その資産の取得日以後5年を超えて所有していた場合は長	長期:{ 総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 } ×1/2							
		期、それ以外は短期	※特別控除額は、原則上限 50 万円							
一時所得		生命保険契約等や損害保険契約等に基づく一時金・満期返戻金、懸賞の賞金品、立退料などの一時的な性質をもつ所得	(総収入金額 - その収入を得るために支出した金額 - 特別控除額) ×1/2 ※特別控除額は、原則上限 50 万円							